

2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 取組方針等

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 13 年度業務実績の評価に併せて、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

さらに、政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成 14 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)」「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係」(平成 15 年 7 月 31 日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

平成 15 年 10 月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されてきている状況を踏まえ、独立行政法人評価分科会では、平成 15 年度業務実績に関する評価結果についての2次評価を行うに先立ち、具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、横断的に検討・整理を行うため、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、平成 16 年 2 月以降、財務研究会(財務研究会については、第2部第1節2(2)「政策評価・独立行政法人評価委員会の構成」参照。)に加えて、新たに、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、平成 16 年 6 月 30 日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会においては、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成 15 年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、平成 17 年 7 月 11 日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

平成 19 年 7 月 11 日には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料 24「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成 19 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)参照)。

平成 20 年度においては、7 月 14 日に「平成 19 年度業務実績評価の取組について」を独立行政

法人評価分科会で決定し、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(資料 25「独立行政法人整理合理化計画」参照)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料 26「平成 19 年度業務実績評価の取組について」(平成 20 年7月 14 日独立行政法人評価分科会決定)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年8月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)において、独立行政法人における入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて、府省評価委員会は厳正に評価することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を 20 年9月5日に取りまとめ、府省評価委員会等に通知している(資料 27「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年9月5日独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

(2) 評価活動の概要

平成 20 年8月下旬ないし 10 月上旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 19 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行うとともに、その検討状況を節目節目で独立行政法人評価分科会に報告して意見を求め、取りまとめ作業にフィードバックしていくこととした(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 48 及び図表 49 を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが独立行政法人評価分科会の所属委員の意見を集約しつつ整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」という。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した。(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照。)

当該意見の検討に当たっては、i)「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)等既往の政府方針において取り組むこととされている事項、勧告の方向性等において政策評価・独立行政法人評価委員会が過去に指摘した事項、財務内容等の改善のために着目すべき事項等についての適切な評価が行われているか、ii) 評定・評価の基準の明確性、評価の結論に至る理由・根拠の明確性等の観点から評価結果が国民に分かりやすいものになっているかに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(平成 20 年 11 月 26 日通知)。

また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年8月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)において、独立行政法人における入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて、府省評価委員会は厳正に評価することとされたこと等から、入札・契約等に係る各府省評価委員会等の評価結果について、通常の毎年度の業務実績の評価とは分けて重点的に二次評価を行った(平成 21 年1月7日通知。随意契約の適正化に係る二次評価意

見の概要については第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」の参考1を参照)。

図表48. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審議内容
平成20年 7月14日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度業務実績評価の取組について 役員の退職金に係る業績勘案率について
9月5日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度業務実績評価の具体的取組について 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項 今後の業績勘案率の取組について
10月28日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度業務実績評価について 役員の退職金に係る業績勘案率について
11月26日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 役員の退職金に係る業績勘案率について 平成19年度業務実績評価意見(案)について
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度業務実績評価意見(案)について 独立行政法人評価における評定区分・評定基準に関する論点について 政策評価の重要対象分野について
平成21年 1月7日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について
2月24日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について 役員の退職金に係る業績勘案率について 今後の業績勘案率の取組について 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点について
3月30日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 役員の退職金に係る業績勘案率について 今後の業績勘案率の取組について 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点等について 平成21年度における独立行政法人評価のスケジュールについて
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点について

図表49.平成 20 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 ()は開催数	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (7回)	高木臨時委員 田淵臨時委員 山本臨時委員 山谷臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 14 法人	6月27日 9月9日※ 9月12日※ 10月3日	10月21日◎ 11月11日 2月17日
第2ワーキング・グループ (10回)	稲継臨時委員 岡本臨時委員 黒川臨時委員 松田臨時委員 森泉委員	財務省所管8法人 経済産業省所管 11 法人 環境省所管2法人	6月26日 8月7日 9月3日※ 9月19日※ 10月6日	10月9日 10月23日 11月10日 12月5日◎ 2月19日
第3ワーキング・グループ (8回)	浅羽臨時委員 河野臨時委員 黒田(壽)臨時委員 黒田(玲)委員 宮本臨時委員	文部科学省所管 26 法人	6月30日 7月28日 9月29日※ 10月10日	10月20日 10月31日◎ 11月7日 2月18日
第4ワーキング・グループ (10回)	樫谷委員 河村臨時委員 鈴木臨時委員 高橋臨時委員 玉井臨時委員	国土交通省所管 20 法人	6月26日 8月26日 9月16日※ 9月17日※ 9月29日※	10月6日◎ 10月16日 10月23日 11月7日 2月16日
第5ワーキング・グループ (7回)	縣臨時委員 阿曾沼臨時委員 梅里臨時委員 梶川臨時委員 櫻井臨時委員	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 14 法人 防衛省所管1法人	7月2日 9月30日※ 10月1日※ 10月15日◎	10月22日 11月10日 2月18日
国立大学法人等 評価ワーキング・グループ (9回)	浅羽臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒田(壽)臨時委員 黒田(玲)委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	6月30日 7月28日 10月10日 10月20日 11月13日	12月15日 1月16日 3月4日 3月26日
随意契約等評価 臨時検討チーム	梶川臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒川臨時委員 山本臨時委員	平成 19 年度業務実績評 価対象全法人	11月21日 12月8日	

- (注) 1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したもの、◎は各府省独立行政法人評価委員会との意見交換会を実施したものである。
 3. この他、平成 20 年 7 月 8 日、平成 21 年 3 月 13 日に、ワーキング・グループ主査懇談会を実施している。

(3) 平成 21 年度以降の当面の視点等の決定

平成 21 年 3 月 30 日には、政策評価・独立行政法人評価委員会は、当面の取組方針策定後の独法をめぐる状況の変化、同委員会における議論及び独立行政法人制度施行後 7 年間の業務実績評価の運用状況を踏まえ、業務実績評価における当面の視点として、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」を決定し、これを受けて同委員会独立行政法人評価分科会は、平成 20 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した。(資料 28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)及び資料 29「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 21 年 3 月 30 日独立行政法人評価分科会決定)参照)。「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」における個別的な視点の中では、法人の資金運用、福利厚生費、契約手続きの執行体制・審査体制等の評価について、重点的に取り組むこととしている。

(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成 18 年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表50. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
財務省	日本万国博覧会記念機構	<p>「今後の評価に当たっては、一般競争入札における競争性の確保の観点から、その適正な実施について厳格な評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度の一般競争入札 52 件についての詳細な資料の提出と説明を求めた。また、平成 19 年度契約のうち落札率 95%以上のもの 16 件について、その理由等を検討し特段の問題はないものと判断した。</p> <p>「今後の評価に当たっては、安全確保について個別の評価項目を設けるなど、安全確保に向けた取組状況が的確に反映されるとともに、国民に分かりやすい形で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、公園内の安全確保について、個別に評価項目を設け評価を実施した。</p>
文部科学省	国立科学博物館	<p>「展示公開及びサービスの状況については、過去最高の入館者数を獲得したことなどから、S 評定（特に優れた実績を上げている。）とされているが、評価結果においては、平成 17 年度及び 18 年度の実績のみが言及されている。今後の評価に当たっては、評価結果において少なくとも直近5年間の入館者数の経年変化等を明らかにした上で、国民に分かりやすい形で展示公開及びサービスの状況についての評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度の業務実績の項目別評価表については、入館者数の推移については、直近5年間の入館者数を記載し、国民に分かりやすい形で展示公開及びサービスの状況についての評価を実施するよう心がけた。</p>
	日本スポーツ振興センター	<p>「国立代々木競技場の運営・提供業務については、稼働日数が中期計画の目標を上回ったことからA評定（中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。）とされており、今後も自己収入の増加につながるように、稼働日数の確保を期待するとされている。しかし、第一体育館の稼働日数の内訳をみると、スポーツの振興以外の目的での利用が66.3%を占めていることから、今後は、こうした利用に供することが本来目的での利用に支障を来たさないか否かを踏まえた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、19年度の評価においては、「優先順位を付けて本来目的での利用に支障を来たさないよう配慮した上で、全体的に稼働目標を確保したことは評価される。」と評価している。</p>
厚生労働省	雇用能力開発機構	<p>「当期総利益を計上していながら、発生要因について業務実績報告書等に記載されていない。コストの適正化の観点から発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、剰余金等を保有する必要性、その効果的な運用方法等についての評価を行うべき」との指摘を踏まえ、勘定ごとに利益の発生要因を分析し、目的積立金を申請していない理由等を明らかにした上で評価を行った。</p>

農林水産省	家畜改良センター	個々の研修の性質に応じた適正な受入人数に係る目標を実績等を踏まえて設定した上で評価を行うべきとの指摘を踏まえ、中央畜産技術研修、技術研修会、個別研修それぞれの努力目標を設定した上で評価が行われている。
経済産業省	産業技術総合研究所	「研究従事者等の安全確保及び周辺環境の保全是業務運営における最重要事項であることを踏まえ、安全確保対策の実施状況について十分精査した上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成19年度評価においては、安全性に関わるコンプライアンス違反の事例等への対応状況を記載した上で、内部統制の整備等を促すなどの取組が行われている。
国土交通省	水資源機構	「徳山ダム建設事業における不適切事案の発生、水門設備工事における談合事件に旧水資源開発公団の元役職員が関与した事件の発生について、発生原因と再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、再発防止対策が的確に機能しているか評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、入札談合防止のための職員の綱紀の保持、コンプライアンスの実効性確保のための経営トップの率先関与、契約の透明性、公正性の一層の確保、入札談合等不正行為に係るペナルティの強化、全職員を対象としたコンプライアンスの強化、再就職の見直し、倫理懇談会の格上げ、倫理行動指針(仮称)の策定検討などを実施している。
	自動車事故対策機構	「療護センターにおける業務について、4箇所の療護センターすべての医療機器の受託件数のみではなく、療護センターごとの医療機器の活用状況、当該機器の必要性も含め厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、療護センターごとの医療機器の活用実績について把握するとともに、機器の有効活用を図る観点から、特に実績の上がらない機器について、有効活用の推進を各療護センターに要請した。
環境省	国立環境研究所	「中期目標に掲げられている「環境政策立案への貢献」を達成するための指標である「各種会議への参加職員数」は、単なるアウトプット指標であり、中期目標の達成状況を示す指標としては必ずしも最適なものとは言えない。今後の評価においては、本法人の任務・役割に照らし、中期目標を達成するためにより適切な指標を設定させた上で、国民に分かりやすい形で評価を行うべきである。」という指摘を受けて、当該項目について具体的にどのような会議に出席したか及びどのような貢献をしたかを踏まえて評価を行った。
法務省	日本司法支援センター	コンプライアンス体制の整備状況等についての評価を行うべきと指摘されたことを踏まえ、平成19年度評価において、コンプライアンス体制について評価を行い、規程の作成や監査の実施に努めていることを認めつつ、今後も積極的に監査を進めることが期待されると評価している。